令和4年分

住宅取得等資金の非課税の特例適用チェック表(新築・取得用)

このチェック表は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に住宅取得等資金の贈与を受けた方が、「住宅取得等資金の 非課税の特例 (新非課税制度)」の適用を受けられるかをチェックしていただくためのものです。ご自分でチェックの上、贈与税の ┃ 申告書及び添付書類とともに提出してください。

	氏 名				
	チ エ ツ 項 目 (チェック項目の全てについて「該当」となった場合には、この特例の適用を受けることができます。)	該	当	非該当	
1	あなたは、平成21年分から令和3年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を受けたことがありませんか。	は	V	いいえ	
2	あなたは、平成16年1月2日以前に生まれた方(令和4年3月31日以前の贈与の場合は、平成14年1月2日以前に生まれた方)ですか。				
3	あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の子、孫 (養子を含みます。) などの直系卑属 ですか。	は	٧١	いいえ	
4	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか。 ただし、あなたが一時居住者(注1)であり、贈与者が外国人贈与者(注2)又は非居住贈与者(注3)である場合は、「いいえ」をチェックしてください。 ※ あなたが贈与を受けた時に日本国内に住所を有していない場合でも、次のいずれかに該当する場合には「はい」をチェックしてください。	は	V	いいえ (※)	
5	あなたの令和4年分の合計所得金額は、2,000万円以下(新築等をした住宅用の家屋の床面積が40㎡以上50㎡未満である場合は1,000万円以下)ですか。【合計所得金額 円】 (注)措置法33の4、34、34の2、34の3、35、35の2及び35の3の適用を受けている場合には、特別控除前の譲渡所得等の金額により判定することとなります。	は	V	いいえ	
6	既に住宅用の家屋の新築若しくは取得をし、その家屋に居住していますか。 または、令和5年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をし、令和5年12月31日まで に居住する見込みですか。 (注)「新築」には、令和5年3月15日において屋根(その骨組みを含みます。)を有し、土地に定着した建造物とし て認められる時以後の状態にあるものが含まれますが、「取得」の場合は、同日において引渡しを受けているも のに限られます。	は	(V	いいえ	
7	贈与を受けた資金の全額を、令和5年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得の対価、若しくは住宅用の家屋の新築又は取得とともにする敷地の取得の対価(家屋の新築に先行して取得する敷地の対価を含みます。)に充てていますか。 (注)配偶者、親族など特別の関係がある方から敷地を取得している場合、その取得の対価に充てられた金額については、この特例の適用を受けることはできません。	は	V	いいえ	
8	あなたは、新築又は取得した家屋の所有者(登記の名義人)ですか。 (注) 共有持分を有する場合も含みます。	は	い	いいえ	
9	新築又は取得した家屋は日本国内にあり、登記簿上の家屋の床面積(区分所有建物の場合は その専有部分の床面積)は40㎡以上240㎡以下であり、かつ、その2分の1以上が居住用となっ ていますか。【床面積㎡】	は	V	いいえ	
10	新築又は取得した住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある方から新築 又は取得したものですか。	いい	ヽえ	はい	
11	取得した住宅用の家屋は、次のいずれかに該当するものですか。 a 建築後使用されたことのないもの又は昭和57年1月1日以後に建築されたもの b 上記a以外のもので、耐震基準に適合していることが証明されたもの c 上記a及びb以外の家屋で、耐震改修を行うことにつきその取得の日までに一定の手続を行い、令和5年3月15日までに耐震改修により耐震基準に適合していることが証明されたもの	は	V	いいえ	

- (注) 1 「一時居住者」とは、贈与の時に一定の在留資格を有する者で、贈与の日前15年以内に日本国内に住所を有していた期間の合計が10年以下 の者をいいます。

 - 2 「外国人贈与者」とは、贈与の時に一定の在留資格を有し、かつ日本国内に住所を有していた贈与者をいいます。 3 「非居住贈与者」とは、贈与の時に日本国内に住所を有していなかった贈与者であって、①贈与の日前10年以内に日本国内に住所を有して いたことがある者のうち、そのいずれの時においても日本国籍を有していなかった者又は②贈与の日前10年以内に日本国内に住所を有してい たことがない者をいいます。

住宅取得等資金の非課税の特例の適用を受ける場合の添付書類(新築・取得用)

次に掲げる区分に応じ、下表の〇を付した書類を、**贈与税の申告書第一表**及び**申告書第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)**に添付して提出してください。

- イ 令和5年3月15日までに住宅用家屋の新築又は取得をして、居住した方
- ロ 令和5年3月15日までに住宅用家屋の新築又は取得をしたが、居住していない方
- ハ 令和5年3月15日までに住宅用家屋の新築に係る工事が完了していない方

なお、住宅取得等資金の非課税の特例と住宅取得等資金に係る相続時精算課税選択の特例の双方を受ける場合において、重複する 添付書類については、当該書類の提出は1通で構いません。

	イ	口	ハ	添付書類
1	0	0	0	贈与を受けた方(あなた)の戸籍謄本(抄本)その他の書類で、次の内容を証する書類(贈与を受けた日以後に作成されたものに限ります。) ① 贈与を受けた方の氏名、生年月日 ② 贈与を受けた方が贈与者の子、孫(養子を含みます。)などの直系卑属であること
2	0	0	0	令和4年分所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類(所得税の確定申告書を提出した方は不要) (例) a 「給与所得の源泉徴収票」又は「市町村民税・道府県民税申告書」の写し b 扶養者の「所得税の確定申告書」、「市町村民税・道府県民税申告書」又は「給与所得者の扶養控除等(異動) 申告書」の写し
3	0	0		新築又は取得をした住宅用家屋に関する登記事項証明書 (注) 1 住宅用家屋の取得とともにその敷地の用に供されている土地等を取得するときには、土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。 2 取得した住宅用家屋が建築後使用されたことのある家屋で、登記事項証明書によって床面積及び昭和57年1月1日以後に建築されたものであることが明らかでないときには、これを明らかにする書類も必要になります。 3 取得した住宅用家屋が、表面チェック項目⑩b又はcに該当する場合には、次に掲げるいずれかの書類(cに該当する場合は、併せて建築物の耐震改修の計画の認定申請書の写し等の書類)を提出してください。 ① 耐震基準適合証明書(bに該当する場合は、その家屋の取得の日前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限ります。) ② 建設住宅性能評価書の写し(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)1、2又は3のものに限ります。また、bに該当する場合は、その家屋の取得の日前2年以内に評価されたものに限ります。) ③ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類(bに該当する場合は、その家屋の取得の日前2年以内に締結されたものに限ります。)
4	0	0	0	住宅用家屋(その敷地の用に供されている土地等を取得する場合は、その土地等の取得を含みます。)を配偶 者、親族など特別の関係がある方以外の方から新築又は取得したことを明らかにする書類 (例)登記事項証明書、売買契約書の写し、請負契約書の写し
5		0		① 住宅用家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 住宅用家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類
6			0	住宅用家屋の新築工事の請負契約書その他の書類でその家屋が住宅用家屋に該当すること及びその床面積を 明らかにする書類又はその写し (注)上記の内容が上記4の書類で明らかになる場合には、当該書類で差し支えありません。
7	由生	赴 への	不動産	① 住宅用家屋の新築工事の状態が棟上げの状態にあることを証するこの工事を請け負った建築業者等の書類で、この工事の完了予定年月日の記載があるもの② 住宅用家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく上記3の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類で、居住の用に供する予定時期の記載のあるもの(注)住宅用家屋を居住の用に供したときには、遅滞なく上記3の書類を提出してください。 「番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原

※ 申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。

※ 省エネ等住宅の場合

※ :	1日上1	等任		
			次に掲げるいずれかの書類	
		0	① 住宅性能証明書	
			② <u>建設</u> 住宅性能評価書の写し (<u>設計</u> 住宅性能評価書ではありません。)	
			※ 建築後使用されたことのある住宅用家屋の場合の①及び②の書類はその取得の目前2年以内又は取得の日以降にその証明のための家屋の調査が終了又は評価されたものに限ります。	
			③ 住宅省エネルギー性能証明書	
			※ 新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の場合、令和5年3月31日まで(令和5年4月1日以後に居住の用に供する場合はその家屋の取得の日前)にその証明のための家屋の調査が終了したものに限ります。	
			※ 建築後使用されたことのある住宅用家屋の場合、 <u>その取得の目前2年以内又は</u> 今和5年3月31日まで(今和4年10月1日以後の取得の場合は取得の日以後6か月以内) (注) にその証明のための家屋の調査が終了したものに限ります。	
8			(注) 令和5年4月1日以後に居住の用に供される家屋の場合、下線部は「その取得の日前2年以内又は取得の日以後6か月以内」となります。	
0			④ 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し(※1)及び以下のいずれかの書類(※2)	
			a 住宅用家屋証明書の写し(建築後使用されたことのある住宅用家屋の場合は除く)	
			b 認定長期優良住宅建築証明書	
			※1 認定に基づく地位の承継があった場合には、地位の承継の承認通知書の写しも必要です。	
			※2 長期優良住宅建築等計画等の(変更)認定通知書の区分が「既存」である場合は、a,b いずれの書類も除きます。	
				⑤ 低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し <u>及び</u> 以下のいずれかの書類
			a 住宅用家屋証明書の写し(建築後使用されたことのある住宅用家屋の場合は除く)	
			b 認定低炭素住宅建築証明書	
			新築した住宅用家屋の工事が完了したときは、遅滞なく上記8の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	
9			(注) 住宅用家屋の工事が完了したときには、遅滞なく上記8の書類を提出してください。	

【非課税限度額の判定】

贈与の時期 住宅用家屋の種類	省エネ等住宅	左記以外の住宅
令和4年1月1日から12月31日まで	1,000万円	500万円